神山町農業委員会

議

事

録

令和5年3月28日開催

神山町農業委員会議事録

令5年3月28日神山町農業委員会を 神山町役場すだち(201)において開催

・出席農業委員は次のとおり(13人)

2番 森 三千子 1番 高橋 正和 3番 原田 健義 4番 森 昌槻 5番 山本 實義 6番 武市 佐市 7番 鍛 喜文 8番 井上 善司 9番 相原 利章 10番 森本 守 11番 加藤 宏行 12番 中西 降子

13番 河野 宏吉

- ・出席農地利用最適化推進員は次のとおり(6人)
 広野地区 一宮 美行 阿川地区 瀬戸 日出夫神領地区 新宅 由行 鬼籠野地区 河野 一弥下分、左右内、上分地区 木元 栄子下分、左右内、上分地区 池本 公一
- ・出席した職員は次のとおり(2人)事務局長 滝上 博文 主事 小川 和俊

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいており、総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 (午後1時30分)

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

(河野会長挨拶)

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長にご挨拶をお願いいたします。」

(後藤町長挨拶)

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

(後藤町長退席)

局長「議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第7号 非農地証明願について

日程第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定につ

いて

日程第7 議案第12号 令和5年神農委告示3号の廃止について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。5番山本委員さん、10番森本委員さんにお願いいたします。なお、会議書記には事務局の小川主事を指名いたします。」

5. 議案第7号について

議長「日程第2 議案第7号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページ、4ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号2番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地の現況が山林及び公衆用道路となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。 5ページから14ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

● から ● へ約 ● ● m、 ● ● ● ● ● ● から ● へ約 ● ● m、 ● ● ● ● から ● へ約 ● ● m、 ● ● ● ● から ● から ● n 、 ● ● ● ● から ● から ● n の所に位置しております。

21ページから 25ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

26ページから31ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21 日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化して いることが確認できます。

受付番号2番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号2番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「2週間ぐらい前に、小川さんと現地調査をしてまいりました。写真を見てもわかるとおり、長い間ずっと山林だったことが確認できましたので、非農地化は、 やむを得ないのかなと思います。どうかよろしくお願いします。」

議長 「ありがとうございました。続いて受付番号3番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号3番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地の現況が山林となっている●筆について、 地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

32ページ、33ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

37ページ、38ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

39ページ、40ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号3番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号3番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「2週間ぐらい前に、小川さんと現地調査をしてまいりました。川沿いの崖のような所の下にある場所で、今まで蛍を見に行っていた場所で、そこがまさか農地だったとは思っていませんでした。山の方も、遠方から見ると一目で山だとわかるような所でした。ですので問題ないと思われます。どうかよろしくお願いします。」

議長 「ありがとうございました。ただいま議案第7号受付番号2番、3番の説明、 意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第7号非農地証明願による許可申請について受付番号2番、3番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第7号非農地証明願による許可申請について受付番号2番、3番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第8号について

議長「日程第3 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の41ページ、42ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号2番、3番についてご説明いたします。この2件の譲受人は●●●●さんで同じでございますので一括して説明いたします。

受付番号2番について説明いたします。

本件は譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

43ページ、44ページに申請地の謄本を添付しております。

続いて受付番号3番についてご説明します。

本件は譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

51ページに申請地の謄本を添付しております。

- 56ページをご覧ください。譲受人の●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、畑●●●●●㎡で合計も同じでございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。 以下の項目については記載のとおりでございます。
- 57ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●さんの所有農地は畑●●●●㎡で合計も同じでございます。借入地はございません。
- 58ページ、59ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、 \bigcirc ● を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター 台、耕耘機 台、軽トラック 台、草刈機 台。ユンボ 台を所有しております。

続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ m で、受付番号2番で取得する農地 $\oplus \oplus \oplus \oplus m$ 、受付番号3番で取得する農地 $\oplus \oplus \oplus \oplus m$ 、合計 $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus m$ を併せて $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus m$ で、神山町の下限面積1,000 m を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 6 2ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。
- 63ページには申請用紙の住所と登記簿謄本の住所が異なるため、譲渡人の●●● さんの住民票を添付しております。

受付番号2番、3番の説明は以上でございます。|

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号2番、3番の担当委員の11番加藤委員

さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「●●●さんは、元から広い土地を持っておりました。どの畑も見事に整備されていました。全く問題ないと思われます。家の周りの土地を集めているような状況で、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。」

議長 「ありがとうございました。続いて受付番号4番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。受付番号4番の譲渡人の●●●●さんが譲受人の●●●●さんへ田及び畑を合計●筆贈与する案件でございます。

64ページから74ページに申請地の謄本を添付しております。

87ページをご覧ください。譲受人の●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、田●●●㎡、畑●●●㎡で合計●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では●●を栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

88ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地は田●●●㎡、畑●●●㎡で合計●●●●㎡でございます。借入地はございません。

89ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●、●●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、軽トラック●台を所有しております。

90ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人が180日、妻の \bigcirc 000日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。

- 91ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。
- 92ページには申請用紙の住所と登記簿謄本の住所が異なるため、譲渡人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号4番の説明は以上でございます。|

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号4番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「●●さんは、家の周りでかなり広い土地を耕作されていて、非常にきれいに耕作されていました。今回、少し離れた場所になるのですが、持っている機材等も十分ですので、今までの実績もありますので問題ないと思います。どうかよろしくお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第8号受付番号2番から4番について 説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」 (質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号2番から4番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号2番から4番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第9号について

議長「日程第4 議案第9号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の93ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は、申請者の●●●●さんが畑●筆を駐車場に転用する案件でございます。

- 94ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。
- 95ページには位置図、96ページに公図を添付しております。申請地は●●●● \bullet で、●●さん宅の●●に位置しております。
 - 97ページに現況写真を添付しております。
- 98ページをご覧ください。●●さんの事業計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりでございます。2の申請地を選んだ理由は、自宅までの車の進入路がなく、車道に面する土地の中では自宅に近いためでございます。3の転用計画の概要についてですが、整地して駐車場として利用します。4については特にありません。5のその他参考となる事項についてですが、この地区においては、土地改良区はございません。
 - 99ページには土地利用計画図を添付しております。
- 100ページにはすでに駐車場として使用しているため、●●さんの始末書を添付しております。
 - 101ページには併せて利用する土地の登記事項証明書を添付しております。 受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の5番山本委員さんから、 現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「3月22日に、小川さんと現地を見に行きました。写真にあるように、過去に駐車場になっていますが、隣接農地ですが、これから建物を建てて影にになることもございませんし、今の現状で使うようでございますので、雨水も地下浸透させるということで、全部問題ないと思います。以上でございます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第9号受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第9号受付番号1は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第10号について

議長「日程第5 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明を いたします。」

局長「議案書の102ページをお願いします。(議案内容を朗読)」

「議案書の103ページをお願いします。(内容について説明)」

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号2についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、管理機●台、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号3についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が 農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所 有状況は、トラクター●台、田植機●台、コンバイン●台、草刈機●台、動噴●台、 軽トラック●台でございます。

番号4についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、管理機●台、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号5についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が 農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所 有状況は、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号6についてご説明をいたします。借人の●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

以上でございます。

議長「議案第10号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第10号ついて原案どおり決するに異議

ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第10号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

9. 議案第11号について

議長「日程第6 議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の104ページをお願いします。(議案内容を朗読)」

局長「議案書の105ページをお願いします。(内容について説明)」

議長「ただいま議案第11号について事務局に説明いただきました。議案第11号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定による農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については、原案どおり決 するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

10. 議案第12号について

議長「日程第7 議案第12号令和5年神農委告示3号の廃止についてを議題とします。 それでは事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の106ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長「議案書の107ページをご覧ください。令和5年神農委告示3号の廃止について説明をさせていただきます。廃止理由としまして、農地法第3条第2項第5号の規定については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定で削除されることにより、改正法の施行日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、同法施行規則第17条の基準に従って第18条の規定で告示した別段面積要件は適用されなくなることから、その効力が失われるためです。以上でございます。」

議長「ただいま議案第12号について事務局に説明いただきました。議案第6号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第12号について、別段面積の廃止の決定について 異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第12号令和5年神農委告示3号の廃止についてを決定 致しました。」

会長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時20分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

5番委員

10番委員